

事務連絡
令和7年10月10日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等河川部等経由)

国土交通省
大臣官房
参事官（上下水道技術）付 課長補佐
水管理・国土保全局
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

台風第23号の対応について

気象庁によると、台風第23号は、11日（土）にかけて南西諸島から九州南部に接近し、その後12日（日）には、台風第22号と同じような進路で暴風域を伴って伊豆諸島へ接近し大荒れの天気となるおそれがあります。

つきましては、各地の気象台が発表する気象情報に十分留意するとともに、これまでの下水道施設の被害形態を踏まえて、特に下記の点に注意の上、事前の防災対策に万全を期すとともに、情報連絡体制の早期確保など被害情報の収集・報告を適切に行うようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、所管施設における対策を実施していただくとともに、管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知・助言方お願いいたします。

記

1. 樋門・樋管等のゲートの閉鎖や自家発電設備の稼働等については、操作規則等を再確認するとともに、不具合がないか点検を行い、支障が予想される場合には、速やかに適切な措置を講ずること。
また、近年の災害による応急対策箇所については、その対策が十分であるか再度点検を行うとともに、通常時と異なる状況を踏まえた出水時の体制を確保するなど万全な対応を図ること。
2. 受変電設備やポンプ設備（制御盤や補機を含む）等の下水道施設が浸水するおそれが高まったときには、止水板や大型土嚢などにより、浸水防止の措置を講ずること。
3. 電力、燃料等の長期的、広域的な供給停止に備え、自家発電設備等の燃料の備蓄状況や補給体制、応急復旧資機材の配備状況などを再確認すること。

4. 短時間での大量の雨水流入による急激な水位上昇時にもポンプやゲート等を確実に操作できるよう、操作手順等を再確認すること。
5. 浸水被害や下水道施設の被災がある場合は、適切な対応を図るとともに、「都市浸水被害の報告様式の変更について」（令和3年11月8日付下水道部流域管理官付課長補佐事務連絡）及び「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」（令和4年9月16日付下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）に基づき、速やかに報告すること。

<参考通知>

- ・「出水対策について」（令和7年4月17日国水防第12号、国水防第13号）
- ・「マンホールふたの浮上・飛散の対策について」（令和6年8月28日大臣官房参事官（上下水道技術）付 課長補佐ほか事務連絡）

以上